



平成27年10月16日

各位

本社所在地 京都市下京区松原通烏丸西入ル
玉津島町303番地
会社名 株式会社オンリー
代表者の役職名 代表取締役会長兼社長 中西 浩一
(東証第二部 3376)
問合せ先 執行役員管理本部長 栢木 秀樹
電話番号 075-354-4129
(URL : <http://www.only.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月25日開催予定の第39期定時株主総会で、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条第2項及び第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容について

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年11月25日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成27年11月25日(水曜日)

以上